

令和7年9月25日

令和7年度下期及び令和8年度上期奈良県立病院機構医薬品取引業務 質疑回答

No.	質問	回答
1	令和7年度下期及び令和8年度上期プロポーザル実施要領の4-(3)-④に「企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングにて提示した有効な提案については、必ず実施すること。」と記載がありますが、前年度と重複する提案事項、あるいは前年度から継続中の提案事項、そして1施設だけ導入しており、他の2施設は導入されていない提案事項は今回のプロポーザルにおいて記載は不可ということでしょうか。	企画提案書に、ご質問いただいた提案事項を記載することは妨げません。
2	様式5における事業者同種業務受注実績一覧表の記載において、民間病院は契約期間についての明確な契約書を締結しないケースが大多数となります。その際は民間病院の記載はなくても問題はないのでしょうか。また、契約締結がわかる資料を添付とありますが、売買契約書の秘密保持の観点から当該施設の了承を得る必要があり提出期限までに間に合わないため、添付することが困難な状況です。対応をご教示いただけますと幸いです。契約書の相手方がわかる項目を黒塗りにするような提出も好ましくないと考えられますご理解ください。	契約期間について明確な契約書を締結していない場合であっても、実際に業務を受託し、履行した期間をご記入ください。また、「契約締結が分かる資料」については、記載業務に関する契約書に限らず、同種業務を受注していることがわかるような資料をご提出ください。
3	業者選定基準「2. 提案内容」の「<提案2>医薬品の安定供給について」の項目に「医薬品の供給不安定に対して有効な方策を有し、迅速な対応が可能か」とあります。供給不安定は、商流の川上である製薬メーカーが改善されなければ、根本的な解消は難しいと考えますが、「有効な方策を有する」とは、出荷調製品の供給における弊社内の努力範囲内での方策という認識で問題ないのでしょうか。また、「迅速な対応が可能か」は、出荷調整の際における迅速な情報提供を指すのか、迅速な納品を指すのかのどちらに該当しますでしょうか。	当機構が提供する医療の質の担保と向上という観点からの提案を幅広く求めます。また、医薬品の供給不安定に対しての迅速な対応について幅広く提案してください。
4	事業者選定基準「2. 提案内容」の「<提案3>社会貢献について」の項目に「SDGsに資するような支援策を有しているか」とあります。こちらは貴機構に対しての支援策、もしくは弊社が有している支援策のどちらを指しますでしょうか。	当機構に限らず、SDGsに資する支援策についての提案を幅広く求めます。